

[事案 2023-109] 新契約無効請求

- ・令和 5 年 12 月 18 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2023-108] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 3 月に契約した終身保険について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約の際、募集人から、払込保険料が約 800 万円で生存時受取保険金が約 1000 万円返ってくる貯蓄性商品であると口頭で説明されたが、事実に反する説明だった。
- (2) 募集人が口頭で説明した内容が設計書に記載されていないので、記載するように何度も頼んだが、募集人から、「この商品は、家族紹介の特別な人だけを対象としている」「これは特別な商品なので、記載して他者に紹介されると、当社としては困るので、記載できない」と説明され、記載を断られた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の主張するような虚偽説明をしていない。
- (2) 設計書からも、本契約の内容は明らかであり、生存時受取金額が約 1000 万円であるような記載はなく、そのように容易に露見する虚偽説明を募集人がリスクを負ってする動機も考えられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立てに至った経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。